

第10回香川県新型コロナウイルス対策本部会議

次 第

日 時：令和2年4月20日（月）9時10分～

場 所：県庁12階大会議室

議 程

1. 県の新型コロナウイルス感染症対策の現況について
2. 各種団体等への要請状況及び各市町長との意見交換会の開催について
3. 県立学校の臨時休業の今後の取扱いについて
4. 医療提供体制の整備について
5. その他

香川県の新型コロナウイルス感染症対策の現況(4月17日現在)

I 県内での発生状況等について

○現在の感染者数：累計26人

[4月19日(日)現在]

3月17日(火)	1例目の発生
3月30日(月)	2例目の発生
4月8日(水)	3例目の発生
4月10日(金)	4例目の発生
4月12日(日)	5例目～8例目の発生
4月13日(月)	9例目～19例目の発生
4月14日(火)	20例目の発生
4月15日(水)	21例目の発生
4月16日(木)	22例目の発生
4月17日(金)	23、24例目の発生
4月18日(土)	25例目の発生
4月19日(日)	26例目の発生

○PCR検査結果

[4月19日(日)現在]

	PCR検査陽性者			PCR検査実施人数
	現在も入院等	退院者	死亡者	
26	25	1		1,203

○相談件数

[4月19日(日)現在]

一般相談件数							「帰国者・接触者 相談センター」 受診相談件数
県民	医療 機関	行政 機関	企業	観光 旅館	その他	計	
6,635	517	278	629	48	229	8,336	4,023

II 県内経済等への影響について

商工労働部、交流推進部

(別添1のとおり)

III 対策本部等の設置・開催状況について

○新型コロナウイルス対策本部会議の設置・開催

- 2月10日 新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議設置
同第1回会議開催
- 2月21日 第2回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議
- 2月25日 第3回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議
- 2月27日 新型コロナウイルス対策本部設置・第1回会議開催
- 3月6日 第4回新型コロナウイルス感染症に関する対策検討会議
- 3月11日 第2回新型コロナウイルス対策本部会議
- 3月17日 第3回新型コロナウイルス対策本部会議
- 3月23日 第4回新型コロナウイルス対策本部会議
- 3月26日 新型インフルエンザ対策特別措置法に基づく「県対策本部」として開催(以降同じ)

- 第5回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月8日 第6回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月12日 第7回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月13日 第8回新型コロナウイルス対策本部会議
- 4月17日 第9回新型コロナウイルス対策本部会議

- 香川県警察新型コロナウイルス感染症対策本部の設置（3/2～）
県警関係各課での情報共有と対策を検討するため、これまで2回開催

警察本部

IV 県からの要請について

- 香川県知事から県民の皆様へのメッセージ（4/7）【別添2】
- 新型コロナウイルス感染拡大「香川県緊急事態」宣言（4/14）【別添3】
- 4月16日に全都道府県が特措法に基づく緊急事態宣言の対象地域となったことから、緊急事態措置として大型連休における外出自粛を要請（4/17）【別添4】
- 【全国知事会】新型コロナウイルス感染症に打ち克つために！～日本と地域を守る全国知事会宣言～（4/2）
- 【全国知事会】打倒コロナ！危機突破宣言（4/8）
- 繁華街における警ら活動、一般的な警察活動を通じた声掛け、パトカー等を利用した住民への不要不急の外出自粛呼びかけの実施
- 団体等への要請
 - ・県内経済団体に対し、新型コロナウイルス感染症対策の取組みの要請(2/28)
 - ・県内の大学・高等専門学校や企業などに対し、感染拡大防止の依頼(3/31、4/1、4/10)
 - ・市町等に対し、保育所、認定こども園、放課後児童クラブの利用を控えるよう保護者に要請することを依頼(4/13～4/26)
 - ・県内の各種団体に対し、「香川県緊急事態」宣言を踏まえた感染拡大防止の要請(4/14～)

V 県の取組みについて

1 感染予防・感染拡大防止対策と医療提供体制の整備

(1) 相談体制

- 一般相談及び帰国者・接触者相談センターの設置 健康福祉部
 - ・県内の各保健所において新型コロナウイルス感染症の受診相談（24時間体制）や一般相談に対応(1/29～)
 - ・県内の各保健所に帰国者・接触者相談センターを設置(2/3～)
 - ・帰国者・接触者外来が設置され（2/3～）、現在11カ所となっている

(2) 衛生用品の確保等

<医療機関等>

- <医療機関等> 健康福祉部
- 国の省庁が保有していたマスク約4万枚を、医療機関に配布(3/17)
- 国が一括購入したマスクを、県内医療機関に配布(3/31～、183,000枚(3/31)、180,450枚(4/8)、182,350枚(4/16))

<社会福祉施設等>

- <社会福祉施設等> 健康福祉部
- 高齢者施設等へのマスク、消毒薬等の配布（3/24～）
 - ・県が、県内業者から布製マスクを購入（4,610枚）し、マスクの在庫が切迫している

- 高齢者施設・障害者施設（250 か所）に優先的に配布
- ・県が購入した手指消毒用エタノールを県内高齢者施設・事業所に配布（67 施設、306 セット）
- ・県が購入した手指消毒用エタノールを医療的ケア児等の家庭に配付（250ml：27 セット、800ml：90 セット）

○県内企業から寄付された不織布マスク 5,000 枚を児童養護施設等に配布

<幼稚園>

総務部・教育委員会

○幼稚園における新型コロナウイルス感染症対策の保健衛生用品購入を補助

（3）検査体制

○ウイルス検査体制の確保

健康福祉部

- ・香川県環境保健研究センターに新型コロナウイルス検査の実施体制整備（1/29～）
- ・県環境保健研究センターの PCR 検査を 1 日 2 回に集約。これにより 96 検体/日の検査が可能に（3/5～）
- ・受付体制強化のため事務職員 6 名を追加配置（4/14）
- ・検査体制強化のため技術職員 2 名を追加配置（4/20）

○PCR 検査費用を公費負担

健康福祉部

（4）医療提供体制

○県立病院での受入れ態勢の整備・充実

病院局

- ・新型コロナウイルス感染症患者等への対応マニュアル作成等体制の整備、マスク等診療材料の確保

○新型コロナウイルス感染症患者に係る入院医療費を公費負担

健康福祉部

（5）県有施設等における対応

県有施設等所管部局

- ・県立ミュージアムの体験学習室、図書コーナー、ミュージアムショップ等の利用休止（3/10～）
- ・県立ミュージアム、文化会館、瀬戸内海歴史民俗資料館、東山魁夷せとうち美術館の臨時休館（4/18～当面の間）
- ・漆芸研究所の臨時休校（4/20～当面の間）
- ・情報通信交流館（e-とぴあ・かがわ）の休館（4/11～5/11）
- ・文書館の自習コーナーの利用休止及びその他サービスの一部休止（4/18～当面の間）
- ・県管理野営場（県民いこいの森野営場・大川山野営場・女木島野営場）の利用中止（4/15～5/6）
- ・さぬきこどもの国「わくわく児童館」の休館等（3/4～5/6）
- ・丸亀市保健福祉センター（ひまわりセンター）における、かがわ縁結び支援センターの出張登録の休止（3/18～4/15）
- ・香川用水記念公園の「水の資料館」、香川用水資料館の 1 階展示スペースの利用休止（4/20～5/10）
- ・小豆オリーブ研究所の展示室、園芸総合センターの展示温室の利用休止（4/20～5/10）
- ・県立武道館、県立総合水泳プール、丸亀高校武道館の休館（4/20～当面の間）
- ・県総合運動公園、県立丸亀競技場の有料施設（屋内・屋外）の休止（4/20～当面の間）
- ・東京・有楽町の「ふるさと回帰支援センター」移住相談窓口の対面相談を休止（4/15～5/6）

- ・香川・愛媛せとうち旬彩館の臨時休館（3/28, 29, 4/4, 5, 4/9～5/6）
- ・東京讃岐会館（東京さぬき倶楽部）の閉館時期を前倒し（4月末）
- ・かがわ総合リハビリテーションセンター福祉センターの休止（4/22～）
- ・栗林公園内の県有の屋内施設（商工奨励館、掬月亭、日暮亭、讃岐民芸館、栗林庵）を休止（4/20～5/6）
- ・瀬戸大橋記念公園及び栗島海洋記念公園内の県有の屋内施設（瀬戸大橋記念館及び刻月亭、栗島海洋記念館及び武道場）を休止（4/20～5/6）
- ・県立図書館の閲覧席の利用、新聞・雑誌の閲覧等、一部休止（4/18～当面の間）
- ・香西西地区港湾緑地パークゴルフ場の休場（4/20～5/10）
- ・さぬき空港公園のグラススキー場、香東川公園及び土器川公園の野球場、サッカー場等の利用を休止（4/20～5/10）
- ・公渕森林公園、満濃池森林公園、ドングリランドの屋内施設の休止（4/20～5/10）
- ・サンポート高松交流拠点施設及び栗林公園、瀬戸大橋記念公園、栗島海洋記念公園内の県有の屋内施設を休止（4/20～5/6）
- ・三豊市からの要望による父母ヶ浜への立入禁止措置への協力（立入自粛を促す看板の設置）（4/29～5/10）

（6）学校における対応等

- 県立学校等の一斉休業、再開に伴う対応 総務部・教育委員会
 - ・県立学校（3/2～）、市町立小中学校（3/3～）を春休みまで臨時休業
 - ・県立学校、市町立小中学校の教育活動は新年度から再開（4/6～）したが、緊急事態宣言を受けて、再度休業（4/13～24）
 - ・私学においても県からの協力要請を受けて同様の休業措置を実施（3/2～）
- 大学等の休業、再開に伴う対応 政策部・健康福祉部・農政水産部・商工労働部
 - 県内の大学・高等専門学校などに対して感染拡大防止の依頼（4/1、4/10）
 - ・香川大学：4/17～5/6（遠隔によるレポート作成指導やインターネット環境の整備）
5/7～6/17（遠隔による授業）
※医学部医学科2年生以上は4/15から遠隔授業開始
 - ・四国学院大学：4/20～5/1（遠隔授業。学生に課題を送る）
5/4（祝）から授業を行う予定だが、対面授業かどうか未定
 - ・高松大学・高松短期大学：4/8～5/20まで自宅学習
 - ・徳島文理大学（香川キャンパス）：4/20から当面（5月末を目途）パソコンによる遠隔授業
 - ・香川短期大学：4/20～5/6（遠隔授業を中心とした自宅学習）5/7から対面授業開始予定
 - ・香川高等専門学校：県立高校と同様に4/13～24まで休校
 - ・県立保健医療大学：4/7～5/10まで自宅学習
 - ・県立農業大学校：4/8～5/10まで自宅学習
 - ・県立高等技術学校：4/14午後～4/24まで臨時休校
- 幼稚園における対応 教育委員会
 - ・家庭での保育が可能な場合には4/24まで登園を控えるよう、市町教育委員会から保護者に依頼することを検討するよう通知（4/13）

（7）県主催イベント等の自粛

- 県主催イベント等の開催自粛基準の策定（2/28）
 - ・感染拡大に繋がる可能性があるイベントを基準に基づき中止又は延期（～5/6）

- 県管理公園内での飲食等に関する注意喚起等（3/18～） 施設管理部局
 - ・公園内における花見等での宴会の自粛を要請（4/8～）
- 県有施設のキャンセルに伴う使用料・利用料の還付 総務部・施設所管部局
 - ・2/20～5/31までを対象期間とし、19県有施設の利用をキャンセルする場合について、キャンセル料は不要とし、既納の使用料・利用料金は還付

(8) 情報発信

- 新型コロナウイルス感染症に関する情報のページを設置（2/28～） 総務部
 - ・県HPのトップにバナーを設置し、県民や事業者に対する必要な情報をまとめて紹介
- 多言語での情報提供（2/19～） 総務部
 - ・県のホームページで、多言語による新型コロナウイルスに関する情報提供や多言語によるコールセンター、外国語対応可能な医療機関検索サイトなどを紹介
 - ・県のホームページで、多言語による新型コロナウイルスに関する情報提供等を行っていることを外国人技能実習生に対して周知するよう、県内外国人技能実習生監理団体に依頼
- SNSによる新型コロナウイルス感染症に関する情報の発信 健康福祉部・政策部
 - ・LINEを活用した相談・問合せ対応（3/27～）
 - ・香川県LINE公式アカウント「香川県 新型コロナ対策パーソナルサポート」を開設
 - ・Twitter・Facebookでの情報発信（1/24～）
- NPO・ボランティアへの情報提供（2/28～） 政策部
 - ・県ホームページ「NPO・ボランティアのページ」で内閣府からの情報を掲載
- 消費生活センターにおける情報発信と相談対応 危機管理総局
 - ・センターのホームページにおいて、悪質商法等に関する消費者庁や国民生活センターからの注意喚起情報を掲載するとともに、随時、マスク等に関する消費生活相談に対応
- ペットを触った際の注意点に関する対応周知（3/10） 健康福祉部
- 食品製造業者に対して、一般的な衛生管理の実施徹底を周知（3/17）
- 高齢者施設・事業所等に対して新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を周知（3/13）
- 児童福祉施設等に対して新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を周知（4/16）
- 保育所、放課後児童クラブの臨時休業に係る状況を把握し公表
- 社会福祉施設における感染拡大防止の徹底、利用者本人・家族の協力を依頼（4/15、4/16）
- 四国新聞に県民向けの情報を掲載（3/15、4/11）
- 県内宿泊施設への影響に関する調査（4/10実施分）の結果を公表（4/14） 交流推進部
- 家庭でのマスクの捨て方など、廃棄物処理における留意点についてホームページに掲載（4/8） 環境森林部
- 知事記者会見における手話通訳の導入（4/13～） 総務部
 - ・知事が行う記者会見において、新型コロナウイルス感染症の情報を聴覚障害者の方にも分かりやすく伝えるため、手話通訳を導入
- 県広報誌5月号に新型コロナウイルスの特集ページを掲載するとともに、香川県緊急事態宣言を全戸配布開始

(9) 県職員に係る感染予防対策

- 在宅勤務・時差出勤の推進（2/27～） 総務部・政策部・商工労働部
 - ・県職員の在宅勤務及び時差出勤を推進の庁内通知（2/27）

- ・ 県職員の時差出勤の対象者の拡大 (3/2・4/16)
- ・ 東京事務所、大阪事務所について、所長又は副所長と職員1～2名が交代で出勤し、残りの職員は在宅勤務(4/9～)
- 県の新規採用職員及び感染拡大地域からの異動職員への対応 (4/1～) 総務部
 - ・ 感染拡大地域からの帰県日の翌日から起算して14日経過するまでの間、新規採用職員は在宅勤務、異動職員は対人接触を回避
- 県の新規採用教職員及び感染拡大地域からの異動教職員への対応(4/1～) 教育委員会
 - ・ 状況に応じて、在宅勤務や自宅待機とする
- 病院局の新規採用職員、初期臨床研修医及び転入医師への対応 (4/1～) 病院局
 - ・ 感染拡大地域からの帰県日の翌日から起算して14日経過するまでの間、新規採用職員及び初期臨床研修医は在宅勤務、転入医師は自宅待機
- 県立病院職員の健康管理の徹底 (3/3～) 病院局
 - ・ 職員の健康管理を徹底するとともに、国内外の感染拡大地域を訪問した者は帰県後2週間程度の自宅待機後に勤務させるなど、院内感染防止を徹底
- 県職員へ衛生管理の徹底通知 (4/8) 総務部
 - ・ 統轄安全衛生管理者から各所属長に対し、感染拡大防止に向けた職場の対応及び感染者が発生した場合の対応について通知(本通知を県内市町にも参考送付)
- 県立学校教員の在宅勤務の実施 (4/17～) 教育委員会
 - ・ 県立学校教員を3グループに区分し、各グループが日替わりで出勤し、出勤しない日は在宅勤務とする。

2 雇用の維持・事業継続への対応

- 相談窓口での対応 商工労働部
 - ・ 中小企業対策相談窓口、労働相談窓口等で相談に対応
- 資金面の支援 商工労働部
 - ・ セーフティネット保証4号・5号の指定
※信用保証協会による一般保証とは別枠の保証が利用可能
 - ・ 経済変動対策融資の対象拡大 (3/10～)
 - ・ 危機関連融資の取扱い開始 (3/13～)
- 雇用面の支援 商工労働部
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う一時的な休業により、労働者の雇用維持を図ろうとする事業主に対する助成 (4/1～)
- 農林・畜産・水産業への支援 農政水産部・環境森林部
 - ・ 農業・畜産・水産の各関係者に対し、国の融資制度や感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する国の基本的なガイドラインなどをメールや県ホームページ掲載等で周知 (3/18～)
 - ・ 県産花きの利用を県ホームページで呼びかけ (4/13～)
 - ・ 林業事業者・木材事業者に対し、国の融資制度や従業員等が感染した場合の業務継続に関するガイドラインなどを周知 (4/15)
- 建設業への支援 土木部
 - ・ 県発注の公共工事等の受注者から申出がある場合、工事等の一時中止や設計図書等の変更を行うとともに、必要に応じて請負金額等の変更、工期・履行期間の延長を実施 (2/28～)

- ・県発注の公共工事の中止措置等に伴い、受注者の資金繰りに支障が生じることのないよう、中間前金払いを迅速かつ円滑に実施（3/13～）

○観光・宿泊事業者への支援

交流推進部

- ・旅行者の更新登録の際の弾力的な運用（令和3年3月申請分まで）

○ふるさと納税による事業者の支援

政策部

- ・ポータルサイト運営会社の「新型コロナウイルス被害事業者向け支援プロジェクト」による返礼品の追加（3/13～）

3 生活支援

○生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付を実施（3/25～）

健康福祉部

○県税の申告期限の延長等

総務部

- ・個人県民税及び個人事業税の申告期限を令和2年4月16日まで延長し、その後、期限を区切らずに、4月17日以降であっても柔軟に申告書を受け付けることを可能とする
- ・自動車税種別割の申告にかかる課税上の特例の実施
- ・県税を一時に納付できない場合に、換価の猶予や徴収猶予の制度を適用
- ・法人県民税・法人事業税の申告納付期限について、新型コロナウイルス感染症の影響が止み、申告書の作成・提出が可能になる時点まで延長
- ・不動産取得税に係る申告について、今後は積極的に郵送による申告を求める
- ・以上の取扱いについて、新型コロナウイルス感染症に関するポータルサイト内の「県税の専用ページ」で周知

○運転免許更新等にかかる新型コロナウイルス感染症対策について

警察本部

- ・新型コロナウイルスへの感染やその恐れを理由に運転免許証の更新を受けることができなかった場合の措置を実施

○県営住宅の家賃の減免及び徴収猶予

土木部

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が著しく減少した県営住宅入居者に対し、状況に応じて家賃の減免及び徴収猶予

○水道料金支払いの実質的猶予（香川県広域水道企業団での対応）

政策部

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に水道料金の支払に困難を来している方を対象に、給水停止措置の当面見送り（3/26～）

VI 予算措置

○令和元年度2月の補正予算にて、新型コロナウイルス感染症緊急対策事業費（3百万円）を計上

○新型コロナウイルス感染症に関する当面の緊急対策に係る経費について、令和元年度補正予算を専決処分（281百万円）（3/24）

県内経済等への影響について（商工労働部）

- 国が設置した県内の相談窓口（※15 か所）における相談件数
 - ・ 合計 5,688 件（4月16日まで）
（※四国経済産業局、日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）、
商工中金、信用保証協会、6 商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構）

- 商工労働部の中小企業対策相談窓口における相談件数
 - ・ 合計 91 件（4月16日まで）
 - ・ サービス業が最も多く、次いで飲食業、宿泊業と続いている。

- 香川労働局の特別労働相談窓口等における相談件数
 - ・ 合計 2,307 件（4月16日まで）
 - ・ 主には雇用調整助成金の特例措置など国の助成金に関する内容。

- 商工労働部の労働相談窓口等における相談件数
 - ・ 合計 165 件（4月16日まで）
 - ・ 主には雇用調整助成金や先に創設した香川県緊急雇用維持助成金に関する内容。

- 「新型コロナウイルス」関連倒産
 - ・ 1 件（4月14日自己破産申請・手袋用資材の卸売業）

- 日本銀行高松支店が発表した3月の企業短期経済観測調査（短観）
 - ・ 県内の業況判断 D. I. は、全産業で▲4と昨年12月から7ポイント悪化
 - ・ 6月（予測）は▲23と大きく下落するとみられている。

- 日本銀行高松支店が発表した香川県金融経済概況（4月16日公表）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響から、このところ弱めの動きとなっている。

新型コロナウイルス感染症による影響について（交流推進部）

1 観光関係

○ 入込客数

- ・ 4大観光地（栗林公園、屋島、琴平、小豆島）における3月の入込客数は、229,509人、前年同月（359,906人）に比べて63.8%

※栗林公園：41,882人、52.2% 屋島：31,353人、72.7%
琴平：92,000人、64.3% 小豆島：64,274人、68.7%

○ 観光業

- ・ 宿泊施設においては、香川県ホテル旅館生活衛生同業組合が実施した3月末時点の調査によると、宿泊人数及び前年同月比については、3月の実績は89,919人泊で約50%、4月の予約状況は34,411人泊で約20%（※115加盟施設のうち82施設から回答）
- ・ バス事業者においては、貸切バスについて、3月分はほぼキャンセル、4月～5月分もキャンセルが相次ぐ
また、特定旅客自動車運送事業（スクールバス等の送迎バス）についても運行ができない状況
- ・ 「栗林庵」の3月分については、来店購入者数は前年同月比62%、販売額は69%
消費税免税実績から見る外国人購入客数は、前年同月比4%
4月1日から15日までの来店購入者数は前年同月比21%、販売額は24%
消費税免税実績から見る外国人購入客数は0人
- ・ 「香川・愛媛せとうち旬彩館」は全館休館（4/9～5/6）

○ 主要観光施設

- ・ 直島等のアート施設の臨時休館（4/10～5/6）
- ・ 新屋島水族館の臨時休館（4/8～当面の間）
- ・ 四国水族館グランドオープン（3/20）の延期
※4月8日から当面の間全日休館、先行オープン中止
- ・ 丸亀城天守など丸亀市内の市立観光施設の臨時休館（3/18～5/10）
- ・ 寒霞溪ロープウェイの臨時休業（4/10～約1か月間（暫定））
- ・ 二十四の瞳 映画村の臨時休業（4/16～5/6）
- ・ 国営讃岐まんのう公園の臨時休園（4/18～当面の間）

2 交通関係

○ 航空

- ・高松－上海線の運休 : 令和2年2～5月にかけて計82往復が運休
- ・高松－台北線の運休 : 令和2年2～5月にかけて計98往復が運休
- ・高松－ソウル線の運休 : 令和2年3～5月にかけて計39往復が運休
- ・高松－香港線の運休 : 令和2年3～6月にかけて計73往復が運休
- ・高松－羽田線の運休 : 令和2年3～4月にかけて計281往復が運休
- ・高松－成田線の運休 : 令和2年3～5月にかけて計78往復が運休
- ・高松－那覇線の運休 : 令和2年4月の計9往復が運休

○ 高松空港直行バス

- ・高松空港－JR高松駅線の一部運休(運休している国際線、羽田線及び成田線に対応する便)
- ・高松空港－丸亀・坂出線の一部運休(4/10～4/19)
- ・高松空港－丸亀・善通寺線の全部運休(4/16～5/6)
- ・高松空港－琴平・三豊線の全部運休(3/9～5/31)
- ・高松空港－祖谷線の全部運休(3/9～5/31)
- ・高松空港－高知線の全部運休(3/9～5/31)
- ・高松空港－琴平線の全部運休(3/29～4/30)
- ・高松空港－四国中央線の全部運休(3/9～4/28)

○ 鉄道

- ・JR四国運輸取扱収入 : 前年同期比37%(4/1～7)、前年同期比26%(4/8～15)
- ・JR瀬戸大橋線利用状況 : 前年同期比39%(4/1～7)、前年同期比30%(4/8～15)
- ・オール四国レールパス発売状況 : 前年同期比4%(3月)
- ・JR四国 : 県内区間で特急列車2本の運休(3/24～5/17)、
「四国まんなか千年ものがたり」の運休(3/6～当面の間)
「瀬戸大橋アンパンマントロッコ」の運休(3/20～当面の間)
- ・ことでん : 定期列車の減便(4/29～当面の間)
平日 ▲140本(382本→242本) ▲36.6%
休日 ▲171本(323本→152本) ▲52.9%

○ 船舶

- ・直島(宮浦)～豊島(家浦)～犬島航路の終日運休(4/10～5/6)
- ・豊島(唐櫃)～高松航路の終日運休(期間未定)
- ・豊島(家浦)～直島(本村)～高松航路 :
週35往復(通常ダイヤ)を代えて週24往復(冬季ダイヤ)で運航(期間未定)
- ・姫路～福田航路の減便(姫路→福田 : 7便→3便、福田→姫路 : 7便→4便)
- ・高松～土庄航路の高速艇の1往復減便(4/20～5/6)(1日16往復→15往復)
- ・多度津町から高見島・佐柳島への体調不良者の渡航自粛要請及び三洋汽船(株)による乗船時の検温の実施

○ その他

- ・瀬戸中央自動車道の交通量 : 前年同期比約89%(2/26～3/24)
- ・高松駅～関西空港線の高速バス全便運休(当面の間)
- ・高松駅～大阪駅の高速バス一部運休(当面の間)
- ・その他の高速バスは一部または全便の運休

3 イベント関係

○ 県内の主なイベント

- ・第36回「四国こんぴら歌舞伎大芝居」の中止
(「四国こんぴら歌舞伎大芝居」推進協議会) (4/11~4/26)
- ・瀬戸大橋スカイツアーの4月、5月分の中止 (本州四国連絡高速道路株式会社)
- ・東京2020オリンピック聖火リレーの延期
(東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会) (4/18, 19)
- ・第71回丸亀お城まつりの中止 (丸亀お城まつり協賛会) (5/3, 4)
- ・第43回小豆島オーリーブマラソン全国大会(小豆島オーリーブマラソン全国大会推進会) (5/24)

○ 地域密着型スポーツ

- ・香川ファイブアローズ : Bリーグ公式戦を無観客試合で実施(2試合) (3/14, 15)
Bリーグ公式戦の中止(13試合) (2/29~4/26)
※2019-20 シーズン公式戦の打ち切り
- ・カマタマーレ讃岐 : Jリーグ公式戦の延期(10試合) (2/26~5/27)
※再開スケジュール未定
- ・香川オーリーブガイナズ : 四国アイントリーグ plus 公式戦の延期(23試合) (3/28~5/15)
- ・香川アイスフェローズ : 全日本アイスホッケー選手権大会の中止 (3/13~3/15)

○ クルーズ客船寄港

- ・クルーズ客船カレドニアン・スカイの寄港の中止 (3/25, 29 4/16)
- ・クルーズ客船スター・ブリーズの寄港の中止 (9/19, 21 10/10, 12)
- ・クルーズ客船クリスタル・エンデバーの寄港の中止 (9/8)
- ・クルーズ客船につぼん丸の寄港の中止 (5/23, 25)

○ その他

- ・スポーツ大会や学会等の中止 (14件) や延期 (1件) (3~4月中)
- ・県管理公園内でのシートを敷いての飲食を伴う宴会等の自粛を要請 (4/8~)
※栗林公園を含む18施設
- ・県営3野営場の利用中止 (4/15~5/6)
- ・サンポート高松交流拠点施設及び栗林公園、瀬戸大橋記念公園、栗島海洋記念公園内の県有の屋内施設を休止 (4/20~5/6)
- ・「天空の鳥居」へのシャトルバス運行実証実験の延期等(観音寺市) (4/29~5/10)
- ・父母ヶ浜海水浴場施設等の閉鎖(4/16~)、父母ヶ浜エリア完全立入禁止措置 (4/29~5/10)
- ・香川・高松ツーリストインフォメーションの一時閉所 (4/18~5/6)

香川県知事から県民の皆様へのメッセージ

～ 新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言発令を受けて ～

本日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国から、東京都などの7地域を対象とする新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言が発令されました。

本県は、緊急事態宣言の対象地域ではなく、現時点では、県内の感染者は2例のみですが、対象地域への往来や対象地域からの来県・帰県によっても、感染者が増加することが懸念されるため、全国知事会宣言の趣旨を踏まえ、対象地域が更に拡大することのないよう、国や市町、関係機関と一丸となって、感染拡大防止を強力に進めていきます。

県民の皆様におかれましては、以下の点に御理解と御協力をお願いします。

- 緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控えてください。また、対象地域から本県への来県・帰県も控えていただきたいと思いますと考えますが、やむを得ず、来県・帰県された方は、その後2週間程度、不要不急の外出を自粛してください。
- 県内においても、不要不急の外出を控えるなど、感染拡大の防止のために十分留意して行動してください。
- 特に、「密閉空間」、「密集した場所」、「密接した会話」の「3密」に該当する場所を避けるようにしてください。また、国の専門家会議からは、夜間から早朝にかけて営業しているバーやナイトクラブなど、接客を伴う飲食店業への出入りや、カラオケ・ライブハウスへの出入りを控えることとの指摘がなされたことを踏まえた行動をしてください。
- 感染防止のための基本的な予防策として、こまめな手洗いや咳エチケットなどは、自分や大切な人のために、是非守ってください。
- 風邪症状や発熱が続いている場合は、まず「帰国者・接触者相談センター」に相談してください。
- かかりつけ医療機関を受診したいと思ったとき、事前に電話して指示に従ってください。

令和2年4月7日

香川県知事 浜田 恵造

新型コロナウイルス感染拡大

「香川県緊急事態」宣言

県民の皆様へのお願い

- 1 人との接触をできるだけ減らしてください。
- 2 不要不急の外出を控えてください。
(生活上必要な物の買い出しや、やむを得ない仕事等以外の外出を控えてください。
感染拡大地域との不要不急の往来を控えてください。)
- 3 やむを得ない外出の場合も、人混みを避けるとともに、人との間隔をなるべく空け、3密(密閉・密集・密接)は絶対に避けてください。
- 4 体調が悪い時は、勇気をもって仕事を休んでください。
- 5 こまめな手洗いや咳エチケットを守るとともに、バランスの良い栄養、十分な睡眠時間、適度な運動をとるようにしてください。

○4月16日、

本県を含む全都道府県が特措法に基づく
緊急事態宣言の対象地域となりました。

○県民の皆様には、

新型コロナウイルス感染拡大

「香川県緊急事態」宣言

を守っていただくよう強くお願いします。

○加えて、特に、大型連休期間においては、
都道府県をまたいだ不要不急の帰省や旅行
などの移動を控えてください。

○このお願いは、緊急事態措置を実施すべき
期間とされている5月6日(水)までです。

適切な感染防止対策

目的		具体的な取組例
発熱者等の施設への 入場防止		<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限 ・店舗利用者の入場制限、行例を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	3つの「密」 (密閉・密集・密接) の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・換気を行う(可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける) ・密集する会議の中止(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
	飛沫感染、接触感染 の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染 の防止		<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進) ・従業員数の出勤数の制限(テレワーク等による在宅勤務の実施等) ・出張の中止(電話会議やビデオ会議などを活用)、来訪者数の制限

新型コロナウイルス感染症対策意見交換会 (Web 会議) の開催について

新型コロナウイルス感染症対策について、テレビ会議システムにより、知事と県内の市町長とが、次のとおり意見交換を行います。

記

1. 開催主旨

- (1) 知事から各市町長に対し、直接、新型コロナウイルス感染症対策に係る要請を行うことによる要請の周知徹底
- (2) 感染者が急増している現状において、感染拡大を防止し、地域医療の崩壊を防ぐための取組みを最優先に講じていくことの合意形成
- (3) 県と市町が密接に連携して、この緊急事態を乗り越えていくことの相互確認

2. 開催日時

- (1) 知事と9町長との意見交換：令和2年4月23日（木） 13：00～
 - (2) 知事と8市長との意見交換：令和2年4月23日（木） 15：00～
- ※1：当日、県内の新型コロナウイルス感染症発生状況等により、記者会見を行う必要が生じた場合は、通常15時から行っている記者会見を、14時からに変更して行います。
- ※2：当日の都合により、副市町長が代理参加する場合があります。
- ※3：各回ともに、1時間程度を予定しています。

3. 次第

- (1) 知事挨拶
- (2) 県内の新型コロナウイルス感染症発生状況
- (3) 県の取組み
- (4) 各市町の取組状況
- (5) 意見交換

4. 取材場所

香川県庁本館 12階第3・4会議室（高松市番町四丁目1番10号）

- ※ 知事は、第3・4会議室から意見交換会（Web 会議）に参加します。

県立学校の臨時休業期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを回避するとともに、感染拡大防止のため、県立学校の臨時休業期間を次のとおり、2週間延長する。

記

1 臨時休業期間

県立学校の臨時休業期間（4月13日（月）～4月24日（金））を5月8日（金）まで延長する。

2 対 象

すべての県立学校（高校、特別支援学校及び中学校）

県立高等学校 29校

県立特別支援学校 8校

県立中学校 1校

3 理 由

本県において新型コロナウイルス感染症の感染者が急増していることから、4月14日（火）に知事から「香川県緊急事態」宣言が出された。さらに4月16日（木）に国の新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」の対象地域が全都道府県に拡大され、本県も対象地域となった。

全国的に若年層の感染事例も数多く報告されており、大型連休期間も含めまん延防止に取り組むべきこの時期において、児童生徒の健康と安全を第一に考え、引き続き、人と人との接触機会をできるだけ低減させるため、県立学校の臨時休業期間を2週間延長するものである。

医療提供体制の整備について

1 香川県新型コロナウイルス感染症患者搬送調整本部

- (1) 目的 本県における新型コロナウイルス感染症患者の入院等に係る患者受入れ調整を行う
- (2) 構成 ・ 本部長 ・ 副本部長 ・ 患者搬送コーディネーター（医師）
・ その他本部員
- (3) 業務 ・ 患者を受け入れる医療機関の調整
・ 患者の搬送手段の調整 等
- (4) 設置 4月20日

2 軽症者等の宿泊療養施設

- (1) 施設名 チサングランド高松（高松市福田町） ※現在、休館中
- (2) 規模 101室
- (3) 運営 医師、看護師、その他スタッフ
- (4) 借り上げ開始 4月22日